

大崎市病院事業事務部門システム  
(文書管理・電子決裁・契約管理) 更新及びリリース

仕様書

令和5年4月

大崎市病院事業

## 1 契約名 大崎市病院事業事務部門システム（文書管理・電子決裁・契約管理）更新及びリース

## 2 システム更新の方針

### （１）業務概要

大崎市病院事業における事務部門システム（文書管理、電子決裁、契約管理）について、リース期間の満了に伴い、新システムへの更新を行う。更新については、先進的な技術の導入（ＩＣＴ化）やセキュリティ対策が導入されることから、さらなる業務の効率化が期待される。また、保守業務を行うことにより、安定的なシステム運用を目的とする。

### （２）総合的なシステムの導入

人事異動等により未熟者が操作する場合でもスムーズに使用できるように、ポータル画面の統一、操作性・画面構成が同じパッケージシステムを使用するなど、出来るだけ総合的で利便性の高いシステムとする。

### （３）信頼性・安定性の確保されるシステムの導入

システムの信頼性が保たれるよう、充分な実績や体制を備えているシステムとする。また、障害発生が少なく、仮に障害が発生しても運用停止が短時間で済むようなサポート体制を確立しているシステムとする。

### （４）情報セキュリティが万全なシステムの導入

情報漏洩や外部からの侵入など、現在のネットワーク社会でさまざまな問題が起きていることを踏まえ、情報セキュリティに十分配慮したシステムとする。

## 3 業務範囲

- （１）対象システム及び所管部署は、以下の表のとおりとする。また、別添システム要件を標準とし、所管部署と受注者において協議の上、進めるものとする。なお、クライアント端末、液晶モニタ、プリンタ、スキャナの調達及び院内ネットワーク敷設の業務は、本業務の対象外とする。

| No. | 対象システム名  | 所管部署  |
|-----|----------|-------|
| 1   | 文書管理システム | 総務課   |
| 2   | 電子決裁システム | 臨床支援室 |
| 3   | 契約管理システム | 経営企画課 |

- （２）移行（データ移行、システムデータ等移行、システム移行）

- （３）教育訓練（操作研修、運用研修）

- （４）システム運用・保守（ミドルウェアソフトウェアのバージョンアップ及びセキュリティパ

ッチ適用に伴う動作保証，職員研修を含む)

(5) ヘルプデスク

(6) その他，上記内容に記載のない事項に関しては発注者及び受注者で協議の上，決定するものとする。

#### 4 履行場所

大崎市民病院本院（宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号）

大崎市民病院鳴子温泉分院（宮城県大崎市鳴子温泉字末沢1番地）

大崎市民病院岩出山分院（宮城県大崎市岩出山字下川原町84番地29）

大崎市民病院鹿島台分院（宮城県大崎市鹿島台平渡字東要害20番地）

大崎市民病院田尻診療所（宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1）

大崎市民病院健康管理センター（宮城県大崎市古川千手寺町二丁目3番15号）

#### 5 履行期間

(1) 導入期間：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

(2) 運用期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

#### 6 調達範囲

システム化の範囲は次のとおりとし，システムの導入及び運用業務を行うこと。

(1) 文書管理システム

(2) 電子決裁システム

(3) 契約管理システム

(4) 上記のシステム稼働に必要なサーバ等ハードウェア一式

なお，仮想化サーバを利用することも可能であるが，仮想サーバでの設定費用等については含めること。

#### 7 システム要件

(1) 共通要件

別紙1を参照すること。

(2) 各システム要件

別紙2から別紙4を参照すること。

#### 8 発注者利用端末（システム動作環境）

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| OS       | Windows 10 以上 (64bit 版)       |
| Web ブラウザ | Microsoft Edge, Google Chrome |

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| Microsoft Office | Microsoft Office 2010 以上 |
|------------------|--------------------------|

※契約期間中に動作環境が変更となり、発注者利用端末に設定変更が必要な場合は、その支援を行うこと。

## 9 付帯事項

- (1) 各システムにおいて病院の運用と合わない等あった場合は、病院と協議の上できる限り設定変更を行うこと。設定変更で対応ができない場合は、運用の変更案を提案すること。
- (2) 受注者は、システム導入にあたり、当該システムに精通したシステムエンジニア（SE）を招集し、導入チームを編成すること。
- (3) 導入チームのプロジェクトリーダーは、過去に官公庁又は公営企業等で、プロジェクトリーダーの経験が複数回あること。
- (4) 受注者は、開発体制（対象業務・スケジュール・人員構成等）を明示すること。
- (5) 受注者は、開発から安定稼働まで、正当な理由無く導入チームの人員変更を行わないこと。
- (6) 発注者が導入チームの人員に問題（経験不足・スキル不足・常識を欠いた言動や行動等）があると判断した場合、受注者は、発注者と協議の上、人員変更に応じること。
- (7) 受注者は、定期的に進捗報告を行うこと。具体的事項は、別途発注者と協議の上決定すること。
- (8) 受注者は、会議及び打合せの開催日から1週間以内に議事録を発注者へ提出すること。
- (9) 受注者は、システム導入過程において、懸案事項や問題等が発生した場合、直ちに発注者に申し出て協議を行うこと。
- (10) システム稼働後、一定期間は必要に応じてサポート要員を派遣すること。具体的事項は、別途発注者と協議の上決定すること。
- (11) ハードウェア・ネットワーク機器等の搬入及び設置、ソフトウェアのインストール等の作業を行うこと。
- (12) データ連携、データ移行、カスタマイズ項目等に対するテスト計画書（テスト時期・テスト項目・確認項目を記載）を作成・提出し、発注者の立会いのもと実施すること。
- (13) 発注者へ提供・納品したシステム及び既存システムとの連携、その他全てについて、ベンダー作成の技術仕様書を納めること。ベンダー作成仕様書を納める時期は稼働後3か月以内とする。
- (14) 受注者は、導入した全ての機器やソフトウェア等に関して、アフターサービスや修理、部品等の提供、各種相談の受付・連絡窓口を一本化し、常時迅速に障害対応できる体制を確保すること。
- (15) 仕様変更やメンテナンス等でシステム停止が必要な場合は、適用時及び翌日の立会いを行うこと。

- (16) 仕様変更やメンテナンス等でシステム停止が必要な場合は、受注者の責任において、システム停止時間帯に本来実施すべきであった処理を漏れなく行うこと（システム停止時間帯に起動するバッチ処理を復旧後に手動で起動する等）。
- (17) 定期的なシステムバージョンアップ対応を行うこと。なお、バージョンアップ内容については、事前に発注者に通知の上、バージョンアップの実施可否の判断を仰ぐこと。
- (18) 本システム仕様で、フリーコメントでの入力を要求している項目については、入力可能である最大入力文字数を明示すること。
- (19) 本システム仕様で、統計と記載のある項目については、印刷・ファイル出力の両方ができること。
- (20) 本システム仕様及び構成等について、発注者に無断で他施設等へ情報提供は行わないこと。

#### 10 支払い及び請求方法について

構築・運用・保守の費用は、原則として、全費用を5年間（60か月）のリースとし、各年度費用負担の平準化を図ること。

支払いは、本稼働後より、毎月月末に、発注者が各項目の業務完了の検査を終了した後、受注者から適法な支払請求を受けた日から30日以内とする。また、受注者からの請求に基づき指定された口座に支払うものとする。

#### 11 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団等排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 1 2 その他

- (1) 受注者は、納入完了までの導入スケジュールを、発注者と協議の上決定すること。
- (2) 執務、既存の建物及び設置物に損害を与えないように業務を実施すること。
- (3) 業務実施に関して疑問が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (4) 作業完了後は、作業完了報告書を発注者に提出し、発注者側の承認を得ること。
- (5) 本仕様に記載のない事項であっても、業務遂行に必要となる事項等については、発注者と協議の上対応するものとする。
- (6) 業務遂行上知り得た発注者の機密事項や他企業の情報については、守秘義務を遵守すること。